

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人資源環境センター（以下「この法人」という。）定款第36条の規定に基づき、この法人の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬支給対象の役員)

第2条 定款第36条ただし書きに該当する常勤の理事は、定款第30条第2項に定める専務理事をいう。

(報酬の支給基準)

第3条 この法人の役員の報酬年額は13,000,000円を上限とする。

2 前項の支給基準に基づく役員の報酬年額は、理事長が評議員会からの権限委譲を受けて理事会の承認を得て定める。

3 報酬月額は、理事長が定めた報酬年額を12で除した金額とする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のために公共交通機関を利用している役員に実費相当額を支給する。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第5条 報酬月額の支給日は、毎月1日から末日までの分を当月20日に支給する。

ただし、支給定日がこの法人が定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

(日割り計算)

第6条 次の各号に該当する場合は、報酬月額を日割り計算によって支給する。

(1) 新たに報酬月額を受けることになり、又はこれに変更があった場合

(2) 役員が退任し、若しくは解任され又は死亡した場合

2 前項に規定する場合の日割り計算は、報酬月額の当該月の休日以外の日数で除して得た額に、当該月の在任日数（休日を除く。）を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第7条 前条の規定により計算した結果、報酬月額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、移行登記の日（平成24年4月1日）から施行する。